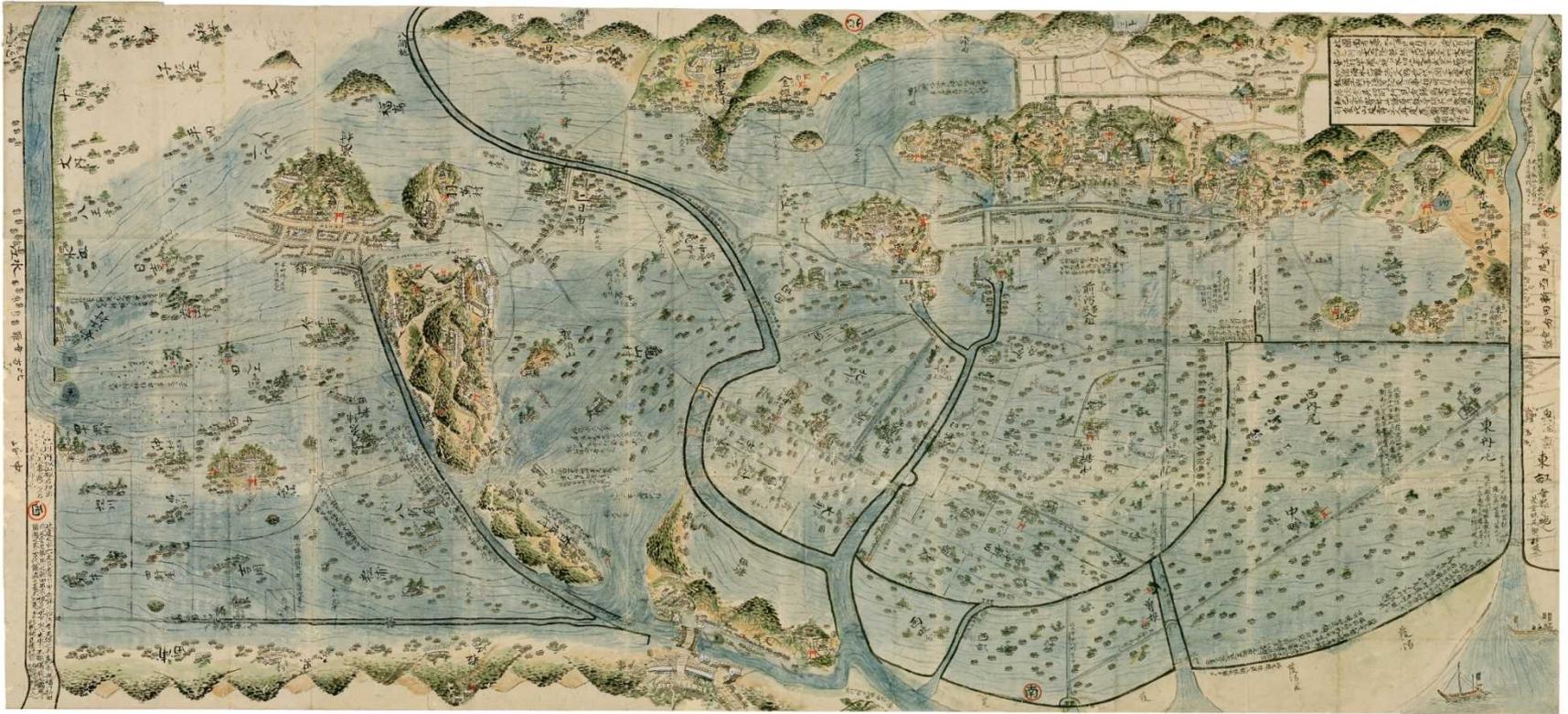


# 嘉永3年洪水からの復旧



2023年1月28日

倉地克直

# はじめに

○嘉永3年(1850)洪水...安江村・四十瀬村大川堤の決壊

→仮堰による関留...領主・村を超えた協力

→本堤の修復...各村・領主ごとに実施

○嘉永4年(1851)...十明堤・安江村堤の「丈夫普請」

• 十明堤「目論見帳」...銀69貫286匁5分

→水下51ヶ村惣高割...幕府領8ヶ村、岡山藩領備中分12ヶ村、同児島郡分2ヶ村、鴨方藩領4ヶ村、帯江知行所11ヶ村、早島知行所10ヶ村、同分知分1ヶ村、溝杭知行所3ヶ村

• 安江村堤「目論見帳」...銀83貫255匁1分3厘

→幕府領安江村十2ヶ村、岡山藩領備中分3ヶ村、同児島郡分6ヶ村、鴨方藩領3ヶ村

←「安江村4割・他村6割(高割)」か「惣高割」か

- 江戸時代における川普請の形態...実施主体による
  - 公儀普請...全国政権としての幕府が主導
    - (狭義の)公儀普請...全額幕府負担→1例しかない
    - 御手伝い普請...17世紀後半以降増加
    - 国役普請...享保期にはじまる、関東から畿内に集中  
→実際には3者が組合わされて実施
  - 領主普請...領主の「自分仕置」権
    - 公儀の「御普請」に対しては「自普請」
    - 村々にとっては「御普請」
    - 20万石以上や国持ち大名には「公儀普請」は適用されない
  - 村方普請...いわゆる「自普請」
    - 寄合普請...他村による「合力」
    - 一村普請...村内の比較的小規模な普請

## 嘉永4年の「丈夫普請」

- 「自普請」...領主は直接関わらない
  - 関係する村々が多数で複雑に重なる→領分ごとの惣代
  - 費用負担をめぐって村々の間で談合が繰り返される
  - 地域の有力者による仲介
- 村々それぞれの思惑...困窮が進んでいて従来より負担を縮小したい
  - 幕府領方は各村が「平等」に負担する「惣高割」
  - ←岡山藩領などは前例を前提にした負担の縮小を主張
    - 藩領内でも負担をめぐると対立...一律の対応が困難
- 最初の調停は失敗→領主は植田武右衛門に嘆いを要請
  - 2つの普請をセットにして各領分ごとに個別に解決を図る
  - ←地域の富裕層への「合力」要請

○児島郡4ヶ村...酒津村・安江村へ銀3貫目ずつを「合力」  
「割符」ではない(あくまでも好意の「寸志」)

・粒浦・八軒屋...高割負担

・興除新田5ヶ村...酒津村・安江村へ金150両ずつを出金

⇒児島郡4ヶ村は「合力」銀の全額を藩から拝借

興除新田5ヶ村は銀10貫目を拝借(出銀額の46%)

粒浦・八軒屋は銀6貫目を拝借(負担額に占める比率不明)

○幕府領村々

・倉敷村の富裕者32人から金335両の「普請手伝い金」

・酒津村「手伝い銀」34貫目→幕府領惣高割

・安江村「手伝い銀」...倉敷村の負担額からみて約70貫目

○談合の背景には領主間の連携もあった

←拝借銀や「合力」金は合意を促進するための領主の配慮

## 前例と談示合い

- 十明堤普請...宝暦11年(1761)安永2年(1773)寛政2年(1790)の証文を見島郡分から噺い人へ提出...3通ともほぼ同じ内容
  - ...①「御普請」を願ったが「自普請」を命じられた
  - ②「自力」に叶いがたいので「助勢」を願う
  - ③以後「助勢」を願うことはない
  - ④これを「古例古格」とすることはない
- ⇒談合・調整では「古例古格」が尊重される
  - ←事実上の「先例」になっている
- 見島郡内の負担についても藤戸村が過去の証文を提出
  - ⇒最終的には毎回談示合いのうえで決められる
- 嘉永4年の場合は「前例」とは異なる方式で決着
  - 改めて「古例古格」としないという「一札」を渡す

## まとめ

### ①備中の特殊性...「非領国地域」

- 江戸時代初期に「国奉行」が置かれた地域  
＝関東とともに奉行・郡代による御料・私領を超えた広域行政
- 備中には広域行政機関がない  
...出羽村山地方のような「郡中議定」(←代官所の指導)もない  
←岡山藩(備中南部にも所領を持つ)の存在？
- 地元で解決できない問題がすぐに幕府評定所へ訴えられる  
...解決に時間が掛かる、費用が掛かる

### ②紛争を地域で自律的に解決する「慣習」が培われる

- 「古例古格」の重視／「前例」を「古例古格」としない
- 談示合いが繰り返され、談示合いで妥協が図られる
- 「先例」をめぐるせめぎあい→「先例」にしない「一札」で決着

### ③地域の有力者・富裕者

- 紛争の仲裁・調停...村方からも領主からも期待
- 普請・救恤などへの「合力」...村方への配慮

### ④領主の役割は間接的だが不可欠

- 相互に連絡、仲裁の依頼、解決の促進
- 調整を進めるために拝借銀の貸与などの支援

⇒村方を中心に領主や富裕層が支援する「地域自治」

⇒備中における「自治」のあり方と「自治能力」いかに？！

[参考文献]

倉地克直『江戸の災害史』中公新書

同 「嘉永四年の東高梁川堤普請と地域社会の動向」『岡山県記録資料館紀要』第16号